

令和6年10月24日

金沢市長 村山 卓様

生活者目線で金沢方式を考える会

代表 湯谷増男

公開質問状へのご返答のお願い

謹啓 秋麗の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より私ども金沢市民のためにご尽力を賜りありがとうございます。

時に市議会などを傍聴しておりますが、議員各位のご質問に真摯にお答えになろうとする市長の姿勢に敬服しております。

さて、当会の設立趣旨等につきましては先般 都市政策局企画調整課を通じてお渡しいたしました設立趣意書の通りでございますが、当会として金沢方式の特徴のひとつとされますいわゆる「地元負担金（金沢市の扱いでは寄附金）」につきまして、別紙事項について市長にお尋ねを申し上げたく存じます。

当会といたしましてはこうした公開質問状や当会のさまざまな活動を通じて、市長のご認識とお考えを広く地域住民をはじめ金沢市民のみなさまにアナウンスし、これからの地域コミュニティのあり方について金沢市とともに考えていきたいと思っております。

また当会の活動を通じて得られました市民のみなさまの声やデータ・情報等は、有意義と思われるものについて適時、市長のもとへご提供してまいりたいと考えております。

つきましてはお忙しいところ誠に恐縮ではございますが、趣旨ご理解の上よろしくご返答いただけますようお願い計らいのほどお願い申し上げます。

末筆ながら村山市長の更なるご健康と金沢市の発展をお祈りしつつ、先ずは一筆お願いまでに。

謹白

公開質問状

質問は1問です。よろしくお願いいたします。

■地元負担金(金沢市の扱いでは寄附金)についてお尋ねします。

公民館を建替えようとしたとき、地元組織された町会連合会を中心とする建設委員会は、金沢市に納付する「寄附金」を「地元負担金」として各町会に割り振って準備させ、各町会から強制的に徴収しようとしています(別紙資料 A、B 参照)。

建設委員会は寄附金を地元負担金として徴収する根拠を「金沢方式による」として町会および町会住民に説明し、町会および町会住民のほとんどはその寄附金を「支払いを拒否できない支払い義務のあるお金」だと認識しています。

質問.

地元負担金は市の扱いでは寄附金です。寄附はもともと任意で行うものです。

町会や個人として「負担金を支払わない」という選択をした場合、市長はその判断を尊重なさいますか。

■お答えいただきたい理由

市長のお答えを公開し、「金沢方式」の柱のひとつとされる地元負担に対する市の考え方を周知するとともに、地域コミュニティのあり方について市民みんなで考えようとする機運を金沢市とともに高めていくため。

■返答期限

誠に勝手ながら 11月1日(金)までにご提出いただきたく存じます。

■返答方法

文書にて、郵送またはEメールでご提出ください。

921-8131

金沢市三十苅町丁100-7(みちがみ酒店内)

生活者目線で金沢方式を考える会 事務局

[E-mail/onigirikai2024@gmail.com](mailto:onigirikai2024@gmail.com)

[\(076\)298-2325](tel:(076)298-2325)

[☎090-2379-4091](tel:090-2379-4091)

■その他

1. ご提出いただけない場合は、その理由等お書き添えの上、文書にてご連絡願います。
2. ご不明の点などございましたら、当会事務局までお問い合わせください。

以上